

長浜市告示第108号

長浜市事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化の防止並びに再生可能エネルギーの普及及び自立分散型エネルギー社会の構築を図るため、太陽光発電設備等を新たに設置する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であって、事業所に電力を供給するために設置するものをいう。
- (2) 定置式蓄電システム 前号の規定により発電する電力を充放電するもので蓄電池部及びインバータ等電力変換装置で構成される一体の装置であり、事業所に電力を供給するために設置するものをいう。
- (3) 事業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずる事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、太陽光発電システム又は定置式蓄電システム（以下「対象システム」という。）を設置する事業で別表に掲げる要件を全て満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、事業者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を所有し、又は賃借しており、当該事業所に対象システムを設置する者
- (2) 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がない者
- (3) 市長が別に定める日までに対象システムを設置する事業を完了することができる者
- (4) 発電された電気の全部又は一部を事業所において消費する者
- (5) 市が求める再生可能エネルギー普及施策及び地球温暖化防止対策施策に協力できる者

(6) 対象システムの設置に関して、市の他の補助金の交付決定を受けていない者及び過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けていない者

2 賃借している市内の事業所に対象システムを設置する者は、当該対象システムの設置について賃貸人の承諾を得るものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方の値に1キロワット当たり3万円を乗じた額とする。

(2) 定置式蓄電システム 蓄電池の蓄電容量に1キロワットアワー当たり3万円を乗じた額とする。

2 太陽光発電システムの出力合計値又は定置式蓄電システムの蓄電容量の数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1事業者1回限りとし、その上限は、100万円とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとし、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムを設置する事業所の位置図及び対象システムの設置予定箇所を明示した建物図面

(2) 対象システムの設置に係る見積書又は工事請負契約書・売買契約書

(3) 設置する対象システムの内容が分かる資料

(4) 賃借している事業所に対象システムを設置する者にとっては、設置についての賃貸人の承諾書

(5) 対象システムを設置する事業所の直近3か月分の使用電力量が分かる書類

(6) 法人の登記事項証明書（個人にとっては住民票の写し）

(7) 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書（納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないことを証明するもの）

(8) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は次のとおりとし、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 設置した対象システムの写真及び設置状況が分かる建物全体の写真

(2) 領収書の写し及び領収書に係る内訳書

(3) 対象システムの保証書又は電力需給契約書の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(協力義務)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、対象システムを設置した事業所の使用電力量に関する情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付要綱の一部改正)

3 長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金交付要綱（平成25年長浜市告示第98号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(事業者に対する適用の特例)

4 長浜市事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第108号）の施行の日から失効の日までの間、この要綱における第2条第4号の事業者に係る規定は、適用しないものとする。

別表（第3条関係）

補助対象事業	要件
太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部又は一部を事業所において消費するもの (2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーその他附属機器で構成するもの (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれもが10キロワット以上（小数点以下1位未満切捨て）であるもの (4) 建物、構築物の屋根、壁面等に設置するもの（地面に自立型太陽電池モジュールを並べたものでないもの） (5) 未使用品であるもの
定置式蓄電システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池部及びインバータ等電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 蓄電容量が1キロワットアワー以上であるもの (4) 未使用品であるもの